

久喜市議会災害対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市議会災害対策委員会（以下「議会対策委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 久喜市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により久喜市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合、これに協力とともに、久喜市議会としての対応策等を協議又は調整するため、議会対策委員会を設置することができる。

2 議長は、議会対策委員会を設置したときは、市長及び全職員にその旨を通知するものとする。これを解散したときも、同様とする。

(所掌事項)

第3条 議会対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市対策本部から報告を受けた災害情報を整理し、各議員に情報提供を行うこと。
- (2) 災害情報を収集、整理し、市対策本部に提供すること。
- (3) 市対策本部からの依頼事項についての対応に関すること。
- (4) 市対策本部への要望及び提言に関すること。
- (5) 国、県関係機関等への要望活動に関すること。
- (6) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 議会対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は議長の職にある者を、副委員長は副議長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、久喜市議会代表者会議規程（平成24年議会告示第1号）第2条に規定する構成員（委員長及び副委員長を除く。）をもって充てる。

4 委員が出席できないときは、当該委員が所属する会派から代理の者が出席することができる。

(職務)

第5条 委員長は、議会対策委員会の会務を総理し、議会対策委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受け、議会対策委員会の事務に従事する。

(傍聴の取扱い)

第6条 議会対策委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は傍聴人の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができます。

(記録)

第7条 委員長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。

(庶務)

第8条 議会対策委員会に関する庶務は、議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、議会対策委員会について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月23日から施行する。